

輸入業者向け有機酒類セミナーの開催について

令和4年10月に改正JAS法が施行され、JAS法の有機加工食品に酒類が追加され、酒類に係る有機の表示は、改正前に適用されていた国税庁の表示基準に基づく表示から、経過措置期間を経て、令和7年9月より、JAS法の規定に基づく表示に移行する。

経過措置期間中に円滑に新制度へ移行できるよう、海外から輸入するお酒の表示に特に焦点を当てたセミナーを、日本洋酒輸入協会の協力を得て、開催した。

- ◆ 日時：令和5年10月6日（金）15:00～17:00
- ◆ 場所：三田共用会議所 講堂
- ◆ 聴講人数：約200名（来場、オンライン）



JAS法改正の概要

農林水産省 新事業・食品産業部
基準認証室 酒瀬川課長補佐

有機酒類の国際交渉の状況



国税庁酒税課

具体的な輸入業者が 受ける影響と対処方針



国税庁酒税課

具体的なJAS認証の手続の方法

日本洋酒輸入協会の岸専務理事のあいさつのもと、エコサート・ジャパン株式会社の吉澤代表取締役及び遠藤有機食品認証部部长より、具体的な認証の手続の方法について説明した。



日本洋酒輸入協会
岸専務理事



エコサート・ジャパン株式会社
有機食品認証部 遠藤部長